

岐阜県高等学校文化連盟演劇部会規約

第1条（名 称） この会は岐阜県高等学校文化連盟演劇部会と称する。

第2条（事務局） この会は事務局を専門部長が在任する学校に置く。

第3条（目 的） この会は岐阜県高校演劇の育成指導に努め、その向上発展を行う。

第4条（事 業） この会はその目的達成のために次のような事業を行う、

- ① 上演活動……演劇大会、合同発表会等
- ② 研究活動……研究会、批評会、機関誌の発行、演劇鑑賞等
- ③ その他

第5条（組 織） この会は岐阜県下の高校演劇部で構成され、岐阜・西濃・東濃・中濃・飛騨の5地区をおく。

第6条（役 員） この会には次の役員を置き、任期は1年とするが、再任を妨げない。

- ① 会 長 1 名 加盟校の校長がこれにあたり、部会の事業を総括する。
- ② 専門部長 1 名 顧問教員の互選により選出し、部会の行う事業について直接これを総括する。
- ③ 副専門部長 1 名 顧問教員の互選により選出し、専門部長を補佐代行する。
- ④ 庶 務 若干名 顧問教員の互選により選出し、文書の作成・記録・保管、その他にあたる。
- ⑤ 会 計 若干名 顧問教員の互選により選出し、会計にあたる。
- ⑥ 会計監査 1 名 顧問教員の互選により選出し、会計監査にあたる。
- ⑦ 地区会長 1 名 各地区の加盟校の校長がこれにあたり、それぞれの地区における事業を総括する。
- ⑧ 地 区 長 1 名 顧問教員の互選により選出し、それぞれの地区における事業にあたる。
- ⑨ 地区会計 1 名 顧問教員の互選により選出し、それぞれの地区の会計にあたる。

第7条（会 議） ① 総 会 毎年、年度始めに総会を開催する、総会は会長が招集し、総会の決議は出席者の過半数により成立するものとする。

② 運営委員会 必要に応じて会長が招集する。

③ 役 員 会 必要に応じて会長が招集する、

第8条（会 計） この会の経費は、岐阜県高等学校文化連盟の経費によってまかなわれる。ただし、大会参加費・上部団体納入金は加盟校から徴収する。

<付則> 本規約は平成24年5月18日より実施する。